

# 檜葉町ブロック塀等除却・改修助成事業

## 申請者募集中



ブロック塀等の倒壊による事故を予防するため、除却・建替え(除却・新設)・改修費用の一部を助成します！  
自宅のブロック塀により被害を出さないためにも、ご活用ください！

**申込期間** 令和2年7月13日(月)から令和2年10月30日(金)まで

**募集件数** 10件程度 ※ 実施予定枠に達し次第、受付を終了します。

### 補助金額

◆補助金額は①と②のうちいずれか少ない額となります。

①除却経費の全額及び新設・改修経費の2分の1の合計

②除却・改修するブロック塀等の延長1メートルあたり2万円を乗じた額

◆上限30万円

(上記の①又は②の額が30万円未満の際は、少ない方の額が補助金額となります)

**補助対象** 下記の要件を全て満たすものが補助対象となります。なお、補助対象外となる要件もありますので、詳細は手引きをご覧ください。

①町内にあるもの

②自己所有のもの

③ブロック塀等(コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀)で地震等により危険性があると認めるもの(擁壁のみは除く)

④撤去するブロック塀等が道路(国道、県道、町道、※その他は除く)に面し、道路面からの高さが基礎を含め1メートル以上であるもの

### 申込方法

申請書(要綱・様式第1号)と点検表(要綱・様式第2号)に必要事項を記載のうえ、案内図、工事計画書・図面、見積書、町税の納税証明書、着工前写真を添えて、建設課まで原則申請者本人がご持参ください。

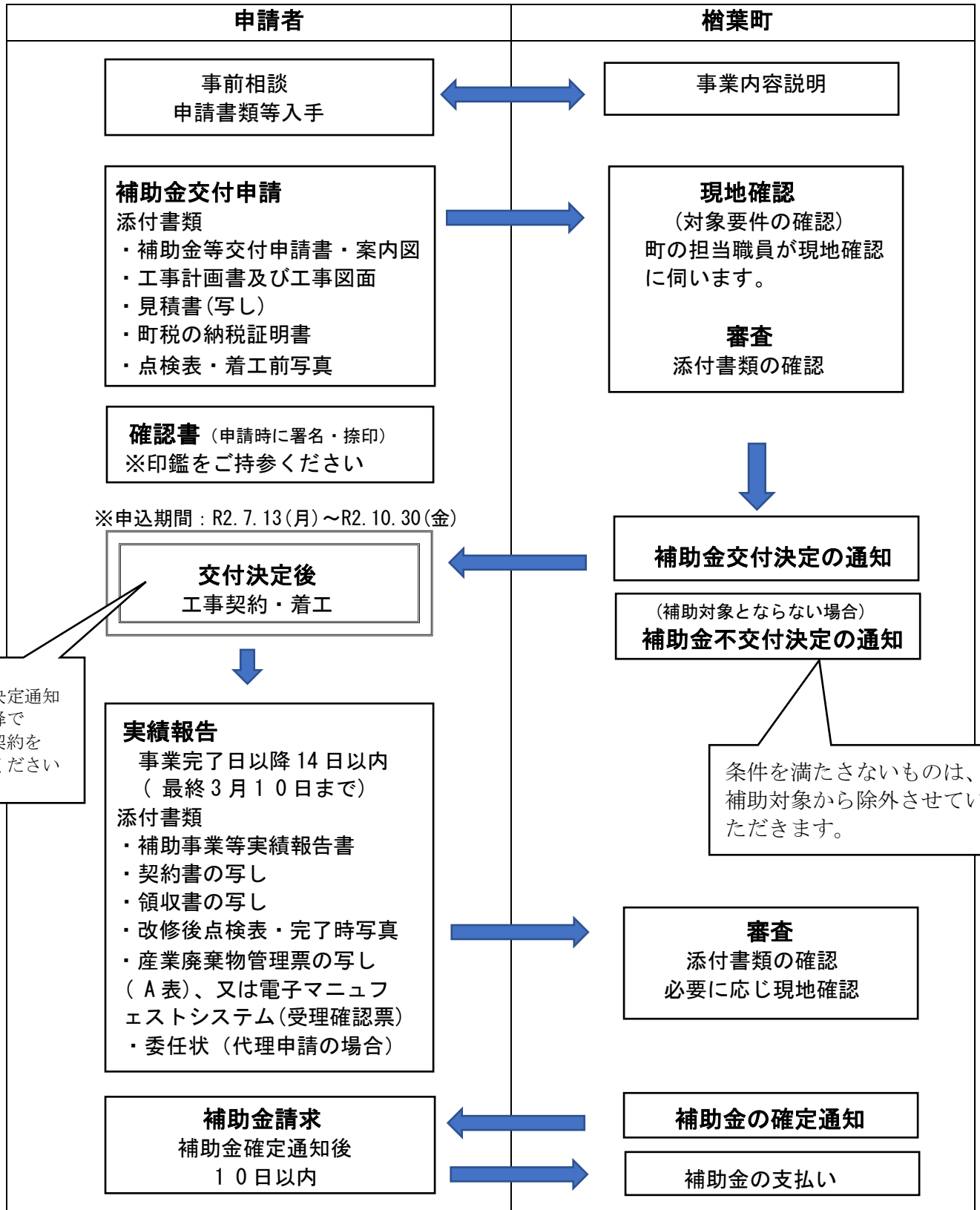
※申請書・手引き等は、建設課窓口又は町のホームページで取得可能です。

※町税の納税証明書は町役場本庁舎1階の税務課で取得できます。

※詳細は手引きをご覧ください。

※申請の流れは裏面をご覧ください。

## ブロック塀等除却・改修助成事業の流れ



交付決定通知日以降で  
工事契約をしてください

条件を満たさないものは、  
補助対象から除外させていただきます。

### 受付・お問い合わせ先

檜葉町建設課 建築住宅係 (町役場東庁舎)  
〒979-0696 檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6  
☎ 0240-23-6106